

「障福かながわ通信 (No. 1 平成 29 年 1 月)」

あけましておめでとうございます。

「障福かながわ通信 (No. 1)」をお届けします。

今月から、当面、原則毎月上旬に、県指定の指定障害福祉サービス事業者等の方々に日頃の事業運営の中でご注意いただきたい事項や「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載している情報のうち特に重要なもの、その他の耳より情報をお知らせします。

【今月の注意情報】>変更届を忘れていませんか？

指定障害福祉サービス事業者等は、指定に係る事項に変更が生じたときは、10 日以内（ただし、算定単位数が増える場合の体制等に関する届出事項の変更は前月 15 日まで）に指定を受けた県・指定都市・中核市に変更届を提出しなければならないこととされています。変更があったにも関わらず、届け出を忘れていないか、この機会にもう一度ご確認ください。

なお、生活介護、就労継続支援 B 型の利用定員の増加、障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類の変更・入所定員の増加の場合は変更申請が必要です。

- 障害者総合支援法に基づくサービスに係る変更届についてはこちら

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=113&topid=1

- 児童福祉法に基づくサービスに係る変更届についてはこちら

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=54&topid=1

(主な届出事項)

- 1 事業所の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号の変更(*1)
- 2 法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者、役員等の変更
- 3 定款等や運営規程の変更
- 4 建物の構造、設備等の変更、グループホームの共同生活住居の追加等(*2)
- 5 管理者、サービス提供(管理)責任者、児童発達支援管理責任者等の変更(*3、*4)
- 6 介護給付費・訓練等給付費に係る体制等に関する届出事項の変更(*5)
 - *1 生活介護事業所等通所系事業所を移転する場合には、移転先の施設・設備が指定基準を満たしていることを確認させていただきますので、事前にご相談ください。
 - *2 グループホームの共同生活住居、サテライト住居の追加・移転の際には、当該施設・設備が指定基準を満たしていることを確認させていただきますので、事前にご相談ください。
 - *3 管理者が変更となった場合には、管理者面接をさせていただきますので、来所予定日を予約の上、ご来課ください。
 - *4 初めてサービス管理責任者や相談支援専門員となる方については、実務経験を満たしているかどうか十分ご確認ください。
 - *5 6 については、「介護給付費等算定に係る体制に関する届出書」を提出してください。算定単位数が増える事項については前月 15 日まで(同日が閉庁日の場合は直前の開庁日)までに提出する必要があります。(算定単位数が減る事項については、その事実が発生した日から適用となります。)

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=72&topid=15

【お知らせ】

- 1 （全事業所対象）台風時等の避難準備情報等の名称が変わりました。
 - 例：「避難準備情報」 → 「避難準備・高齢者等避難開始」
 - 文書掲載場所：書式ライブラリの次のページ
http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=66&topid=15
文書名：「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえた避難に関連する取組及び避難準備情報等の名称変更について

- 2 （全事業所対象）社会福祉施設等におけるアスベスト等の使用実態調査を行っています。
 - * 報告期限：1 月 31 日（火）
 - 文書名：社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査について
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT3N2193.pdf>

- 3 （全事業所対象）平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた事業所の指定更新手続きが変わります。
 - * 指定の有効期間は 6 年です。
 - 文書名：「指定更新申請書受付手続きの一部変更について」
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT48N150.pdf>
 - ※ 平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに指定有効期間満了日を迎える事業所の指定更新申請書類受付スケジュールについては、2 月に「お知らせ」掲載及びメール配信によりお知らせいたします。

- 4 （全事業所対象）事業所運営に当たっては、労働基準関係法令を遵守してください。
 - 文書名：介護等労働者の適正な労働条件の確保・改善について
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT3N2206.pdf>

- 5 （訪問系、入所・居住系事業所対象）新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請期間が 3 月 17 日まで延長されました。
 - 対象事業所：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、グループホーム、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設
 - 文書名：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録開始について
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT66N321.pdf>
 - ※ なお、療養介護事業所、医療型障害児入所施設については、「医療分野」での登録申請となります。

- 6 （7 月から 9 月に指定障害児通所支援事業所を開設予定の事業者対象）開設前障害児通所支援事業所説明会を開催します。
 - 日時：平成 29 年 3 月 13 日（月） 13 時 30 分～16 時 30 分
 - 場所：波止場会館 5 階多目的ホール（横浜市中区）
 - 申込み締切：平成 29 年 3 月 6 日（月）
 - 文書掲載場所：書式ライブラリの次のページ
http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=55&topid=1

* 平成 29 年 7 月から 9 月に県所管域で障害児通所支援事業所の開設を検討している事業所の管理者は出席必須です。

【研修等のご案内】

- 1 当事者研究から見える障害者の権利擁護
日時：平成 29 年 1 月 16 日(月) 15 時～17 時
場所：神奈川県社会福祉会館 2 階講堂
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT4N631.pdf>
- 2 平成 28 年度障害者グループホーム職員研修 (第 9 回)
「障害者グループホームにおける虐待防止～グレーゾーンっていうけれど～」
日時：平成 29 年 1 月 20 日(金) 10 時～13 時
場所：藤沢市民会館第二会議室
<http://gh.kanafuku.jp/seminar.html>
- 3 平成 28 年度神奈川県発達障害支援センター 支援技術習得研修(9)
「自閉症スペクトラム支援の実際～強度行動障害と上手につきあう方法～」
日時：平成 29 年 2 月 2 日(木) 14:00～16:10
会場：神奈川県総合医療会館 2 階
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f984/p502845.html>
- 4 POP 作成セミナー 2
日時：平成 29 年 2 月 3 日(金) 10 時～12 時 30 分
場所：神奈川県立かながわ労働プラザ 4 階第 3 会議室 (横浜市中区)
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT4N635.pdf>
- 5 ケアマネジメント・スキルアップ研修～相談支援専門員とサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の連携～
日時：平成 29 年 2 月 4 日(土) 10:00～16:30 (受付 9:30～)
会場：茅ヶ崎市民文化会館 3・4 会議室
<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT64N398.pdf>
- 6 強度行動障害対策研修「不応行動の課題と整理～冰山モデルシートの活用とアセスメント～」
日時：平成 29 年 2 月 5 日(日) 9 時 30 分～16 時 30 分
会場：小田原市川東タウンセンターマロニエ (小田原市中里)
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT4N637.pdf>
- 7 神奈川県農福連携セミナー・相談会
日時：平成 29 年 2 月 7 日(火) 10 時 30 分～16 時
場所：波止場会館 1 階多目的ホール (横浜市中区)
<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT66N312.zip>

8 支援会議・サービス調整会議実践研修「支援会議の意義と活用を学ぶ」

日時：平成 29 年 2 月 18 日(土) 10 時 30 分～16 時 30 分

会場：平塚市民センター大会議室

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/FileDir/CT64N405.pdf>

【ご留意いただきたい最近の厚労省からの通知等】

- 1 障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（障障発 0909 第 1 号 平成 28 年 9 月 9 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 2 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（雇児総発 0915 第 1 号、社援基発 0915 第 1 号、障障発 0915 第 1 号、老高発 0915 第 1 号 平成 28 年 9 月 15 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、同社会・援護局福祉基盤課長、同社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同老健局高齢者支援課長連名通知）
- 3 入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（障障発 0628 第 1 号平成 28 年 6 月 28 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- 4 就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）における適切なサービス提供の推進について（障障発 0330 第 1 号平成 28 年 3 月 30 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

* 通知掲載場所

http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/library/L_Result2.asp?category=110&topid=1

【予告】

- 1 国土交通省関東地方整備局等の主催で災害対策に係る要配慮者利用施設説明会が開催されます。詳細が決まり次第「お知らせ」掲載及びメール配信によりご案内します。
 - 開催時期：3 月上旬（横浜市及び厚木市で開催予定）
 - 対象事業所：通所系及び居住・入所系事業所

発行：神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課事業支援グループ

所在地 横浜市中区日本大通 1 県庁第 2 分庁舎 7 階

電話 045-210-4717(直通)

045-210-4732(直通)
